令和3年度設楽町一般会計補正予算(第10号)

令和3年度設楽町一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42,277千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,161,777千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月17日提出

設楽町長 土屋 浩

第1表 歲入歲出予算補正 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15 国	国庫支出金	341, 552	40, 974	382, 526
	2 国庫補助金	231, 884	40, 974	272, 858
19 絼	· 桑入金	69, 264	1, 303	70, 567
	2 基金繰入金	61, 064	1, 303	62, 367
	歳 入 合 計	6, 119, 500	42, 277	6, 161, 777

歳 出

款			項		補正前の額	補 正 額	計
					千円	千円	千円
3 ₺	是生費				883, 371	42, 277	925, 648
	2 児童福祉費				167, 703	42, 277	209, 980
	歳	出	合	計	6, 119, 500	42, 277	6, 161, 777

令和3年度 設楽町一般会計補正予算(第10号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括 (歳 入)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	341, 552	40, 974	382, 526
19 繰入金	69, 264	1, 303	70, 567
	2 22		0.45
歳 入 合 計	6, 119, 500	42, 277	6, 161, 777

(歳 出)

款	補正前の額	補 正額	計
3 民生費	千円 883, 371	千円 42, 277	千円 925, 648
歳出合計	6, 119, 500	42, 277	6, 161, 777

	補 正 額 の 定 財	財源内訳源	
特 国県支出金	定 財 地 方 債	源 その他	一般財源
四	<u>地</u> カ 慎 千円	千円	千円
40, 974			1, 303
40, 974	0	0	1, 303
	l		1

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金

40,974千円 40,974千円

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金	千円 127, 994	千円 40, 974	千円 168, 968
 라	231, 884	40, 974	272, 858

19款 繰入金 2項 基金繰入金

1,303千円

1,303千円

3 財政調整基金繰入金	37, 723	1, 303	39, 026
計	61, 064	1, 303	62, 367

節			説	
区 分	金	額	□ 元 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	97
		千円		千円
6 児童福祉総務		40, 974	町民課	
費補助金			子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金[全額補助	カ] 40,974

1 財政調整基金	1, 303	財政課	
繰入金		財政調整基金繰入金	1, 303

3款 民生費

2項 児童福祉費

42,277千円

42,277千円

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補正額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	一放灯炉
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総	47, 112	42, 277	89, 389	40, 974			1, 303
務費				国庫支出金			
				40, 974			
計	167, 703	42, 277	209, 980	40, 974	0	0	1, 303

節			
区分	金額	説明	
11 役務費	千円 87	町民課	千円
12 委託料	990	通信運搬費 一般通信運搬費	36 36
18 負担金、補助	41, 200	手数料	51
及び交付金		公金振込手数料	51
		業務委託料 (システム導入・改修)	990
		子育て世帯臨時特別給付金システム改修委託	990
		交付金	41, 200
		子育て世帯臨時特別給付金	41, 200

令和3年度設楽町簡易水道特別会計補正予算(第3号)

令和3年度設楽町簡易水道特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和3年12月17日提出

設楽町長 土屋 浩

第1表 繰越明許費

款	項	事 業 名	総額
			千円
2 事業費	2 施設整備費	導水管移設工事	102, 000

令和3年度設楽町公共下水道特別会計補正予算(第2号)

令和3年度設楽町公共下水道特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和3年12月17日提出

設楽町長 土屋 浩

第1表 繰越明許費

款	項	事 業 名	総額
			千円
2 事業費	1 施設建設費	管渠布設工事	248, 266